

クリーンな循環型の社会に

「家電4品目」は決められた方法で処理しましょう

「家電リサイクル法」は、家電製品を作った人・売った人・使った人が協力し合って、クリーンな循環型の社会を作るための法律です。対象家電4品目を処理する場合、リサイクル料金を負担して適切に処理しましょう。

**テレビ**  
(ブラウン管式、液晶、プラズマ式)



**冷蔵庫  
冷凍庫**



**洗濯機・衣類乾燥機**  
(洗濯乾燥機も含む)



**エアコン**  
(室外機も含む)



処理の方法 (下記の4つのうち、いずれかの方法)

- ① 家電小売店(新しく買ったお店や、以前買ったお店)に引取りを依頼する  
リサイクル料金と収集運搬料金を小売店に一括支払います。
- ② 指定引取場所に自分で運ぶ  
リサイクル料金のみで処理できます。  
【市内の指定引取場所】(株)共同陸運 栃木市岩舟町静和474-4  
☎(28)6320
- ③ 許可業者に収集を依頼する  
許可業者については環境課へ。
- ④ 市役所に収集を依頼する  
リサイクル料金のほかに右表の収集運搬料がかかります。環境課または各総合支所市民生活課の窓口での申し込み後、自宅(屋外のみ)まで収集に行きます。  
☎環境課 (21)2144  
家電リサイクル券センター ☎0120-319640

**リサイクル料金** (郵便局で支払いできます)  
※メーカーにより異なる場合があります(税込・振込手数料別)

テレビ	15(V)型以下	1,836円
	16(V)型以上	2,916円
冷蔵庫・冷凍庫	170リットル以下	3,672円
	171リットル以上	4,644円
洗濯機・衣類乾燥機 (洗濯乾燥機を含む)		2,484円
エアコン (室内・室外機両方)		972円

**収集運搬料金** (税込)

テレビ	16型未満	1,000円
	16型以上	2,000円
	32型以上	3,000円
冷蔵庫・冷凍庫	151リットル未満	2,000円
	151リットル以上	3,000円
	300リットル以上	4,000円
洗濯機・衣類乾燥機 (洗濯乾燥機を含む)		2,000円
エアコン (室内・室外機両方)		3,000円

「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、4月1日より、太陽光発電設備などを土砂災害警戒区域や河川区域、鳥獣保護区などの保全地区内において設置する

**市内での太陽光発電設備などの設置には許可が必要**  
要な場合があります

内容 無届けで解体されている現場への指導/適切な解体状況の確認/無許可業者の取締りのため、建設業許可標識・解体登録標識の工事現場への提示確認※届出済シールの現場標識への貼り付け状況も併せて確認します。

☎建築課 (21)2441

**10月15日(日)〜21日(土)は違反建築防止週間**

建築基準法等を守って建築物を建てることや適正に維持管理することは、生命、健康及び財産を守り、良い住環境を生み出します。

**違反建築物をなくすために**  
建築物を建築するときは事前に「確認申請」を行い、確認済証の交付を受けなければ着工できません。コンテナハウス(ユニットハウス、プレハブ)、車庫、農業用倉庫などの新築や増改築も、確認申請が必要です。建築士など専門的な知識をもった人に相談しましょう。期間中の平日は、問合先にて建築全般についての相談窓口を設置します。

**建設リサイクル法強化パトロールを行います**  
日程 10月23日(月)〜27日(金)

浄化槽は、快適な生活環境を作り水環境を守るため、台所や風呂などの生活雑排水とし尿をいっしょに処理して綺麗な水を放流す

**大掃除のお知らせ**

10月13日(金) 各事業所 学校 学官	秋の大掃除を行いますので、協力をお願いします。	10月15日(日) 各家庭
-------------------------------	-------------------------	------------------

みんなで協力 きれいな街づくり  
環境課 ☎(21)2144

場合、許可が必要となりました。保全地区の該当エリアや許可手続きなどは、左記に問い合わせるか、市ホームページへ。

☎都市計画課 (21)2444

**屋外広告物の適切な設置と維持管理を**  
看板やのぼり旗などの屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請が必要です。また、道路上・ガードレール・街灯・街路樹・道路標識などに、無断で屋外広告物を設置することはできません。近年、屋外広告物の事故が全国で起きています。サビ・退色・破損などがある屋外広告物については、点検やメンテナンスを行うなど適切な維持管理に努めてください。台風などの荒天時には、立看板やのぼり旗などの使用を控えてください。

個別設置型の処理施設です。正しく機能させるため、生ゴミや油脂分、トイレ紙トーパー以外の紙を流してはいけません。また、浄化槽法により設置者には次のことが義務づけられています。

**保守点検** 浄化槽の本体や機械の点検・修理、消毒剤の補充。県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に依頼し定期的に発行してください。

**清掃** 処理機能低下を防ぐ汚泥の抜き取りと槽内の掃除。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼し年1回以上行ってください。

**法定検査(11条検査)** 正常に機能しているか確認するため、処理水の水质検査を県の指定検査機関(社)栃木県浄化槽協会(毎年1回)受けるもので、手続きは浄化槽保守点検業者に委託できます。

**単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ**  
し尿のみを処理する単独処理浄化槽では、生活雑排水を処理せずそのまま放流するため、し尿と生活雑排水をいっしょに処理する「合併処理浄化槽」と比べて8倍も汚れた水が流れま

す。下水道や農業集落排水の予定がない地域では、合併処理浄化槽の設置補助金がありますので、切り替えをお願いします。補助金は必ず工事前に申請し、交付決定を受けてください。申請には専門的知識が必要なため、工事業者、保守点検業者等に相談することをお勧めします。

☎下水道業務課 (21)2421

場合、許可が必要となりま

**10月2日(月)より入学願書受付スタート!**

オープンキャンパス開催  
10/28(土) 開催時間: AM10:00~12:00  
実施会場: 各学校の校舎内にて開催  
※資料請求(無料)及び詳細につきましては入学案内室までお気軽にお問い合わせください。

各国家資格取得に対応!  
●看護師 ●助産師 ●理学療法士 ●作業療法士 ●介護福祉士 ●歯科衛生士

**マロニエ医療福祉専門学校**  
栃木市今泉町2-6-22 【入学案内室】☎0282-28-0020 【URL】http://www.maronie.jp

**小山歯科衛生士専門学校**  
小山市城東1-3-3 【入学案内室】☎0285-20-3550 【URL】http://www.oyamashika.ac.jp

経営・会計・税務・国際税務のパートナー  
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております  
(関東信越税理士会所属)

**板倉公認会計士事務所**  
公認会計士・税理士 板倉 聡

税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠  
行政書士 板倉 聡  
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

ガス器具の取替えも、地元栃木ガスで安心!

**ガス展2017**  
10月21日(土)・22日(日)

城内町 栃木ガス特設会場にて開催  
皆様のご来場、心よりお待ちしております!

**栃木ガス株式会社**  
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939